

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年12月21日 14時00分ごろ
発生場所	鹿児島県屋久島町安房港 安房港沖北防波堤東灯台から真方位210°813m付近 (概位 北緯30°18.9′ 東経130°39.8′)
事故の概要	押船第八十八幸洋丸は、起重機船第八幸洋を押航して作業現場を離脱中、圧流されて第八幸洋が消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年3月11日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八十八幸洋丸、19トン 292-45575 宮崎、株式会社幸洋建設工業 B 起重機船 第八幸洋、総トン数なし（長さ60.5m） なし、株式会社幸洋建設工業
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向東、潮汐 上げ潮の初期、 屋久島地方には、12月20日16時30分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	A 船は、船長が1人で乗り組み、作業員5人を乗せたB船の船尾凹部にA船の船首部を嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、安房港南方沖の防波堤（南）の沖側で北西方に向首し、船首から係留索2本を消波ブロックに取り、船尾から錨1個を海中に投じて係留し、消波ブロックの撤去作業を行った。 A船押船列は、東風が強くなってきたので、撤去作業を中断し、船首の係留索を放ち、船尾の錨索を巻き揚げながら作業現場を離脱する際、圧流され、B船の船首部が消波ブロックに乗り揚げた。 A船押船列の喫水は、船首約2.0m、船尾約2.2mであった。 船長は、出港時、屋久島地方の気象情報を入手していたが、作業に支障がないと思っていたところ、風が急に強くなったので、もう少し早く作業現場を離脱していれば良かったと本事故後に思った。
分析	A船押船列は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、消波ブロックの撤去作業を続けたことから、強風が吹き始めてから作業現場を離脱中、圧流されてB船の船首部が消波ブロックに乗り揚げたも

	のと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、消波ブロックの撤去作業を続けたため、強風が吹き始めてから作業現場を離脱中、圧流されてB船の船首部が消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・強風及び波浪注意報が発表されている場合、急な天候の変化を考慮し、早めに作業を中止することが望ましい。